

区役所で申し込みができる保育施設及び事業

(1) 申し込みができる保育施設及び事業

保護者が就労や病気等のために、家庭での保育が困難な場合は、下記の保育施設及び事業への利用申し込みができます。保育施設の所在地や定員等、詳しくは別紙「令和9年度 認可保育施設一覧」又は48～62ページをご覧ください。

保育施設・事業		内 容
認可保育園 (区立・私立)		国が定めた設置基準(広さ、保育士等の職員数、衛生管理等)を満たし、都知事又は区長に認可されています。区が運営する区立保育園と、社会福祉法人等が運営する私立の保育施設があります。
認定こども園 (私立)		幼稚園と保育園の機能や特長等をあわせ持った保育施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの形態があります。3歳児クラス以上のお子さんは、幼児教育と保育をあわせて受けることができます。
地域型保育事業(私立)※1	小規模保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。
	事業所内保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。会社の事業所内の保育施設等で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。
	家庭的保育	令和9年4月1日時点で、江戸川区に該当する事業はありません。 ※変更になる場合があります。
	居宅訪問型保育	

※1…地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)については、39ページをご覧ください。

(2) 申し込みができる方

「保育の利用を必要とする事由」(5ページ参照)に該当し、家庭で保育することができない場合、利用申し込みができます。また、申し込みができる方は、原則として江戸川区に住民票がある方です。江戸川区外に転出した場合、申し込みは取下げになります。ただし、申し込み時点で江戸川区に住民票がない方でも、申し込みができることがあります(14～15ページ参照)。詳しくは保育課保育係にお問い合わせください。

(3) クラス年齢

令和9年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。申し込み時点でクラス年齢に達していても、入園は基準日(4月1日)のクラスになります。

クラス	生 年 月 日	
5歳児	令和3(2021)年4月2日	～ 令和4(2022)年4月1日
4歳児	令和4(2022)年4月2日	～ 令和5(2023)年4月1日
3歳児	令和5(2023)年4月2日	～ 令和6(2024)年4月1日
2歳児	令和6(2024)年4月2日	～ 令和7(2025)年4月1日
1歳児	令和7(2025)年4月2日	～ 令和8(2026)年4月1日
0歳児	令和8(2026)年4月2日	～ 受入開始日齢・月齢は保育施設ごとに異なります。

保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・新制度に移行した幼稚園等を利用する保護者の方に、保育の必要性の認定(以下「認定」といいます)を申請していただく必要があります。認定は、必要に応じた保育や教育を提供していくために、保育の必要性や必要量等を判定するもので、3つの区分に分かれます。

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、保育施設等への入園をお約束するものではありません。

(1) 認定区分

認定区分	認定基準	対 象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	一部の私立幼稚園(※1) 認定こども園(幼稚園部分)(※1)
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分)
3号認定	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

※1…私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部分)には、正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている園があります。詳しくは40ページをご覧ください。

(2) 保育の利用を必要とする事由

2号・3号認定(保育)を受けるには、保護者いずれもが以下①～⑧の事由いずれかに該当する必要があります。

事 由	保 護 者 の 状 況
① 就 労	月48時間以上勤務しているとき(通勤時間・休憩時間を除く)。 ※出産休暇・育児休業からの復職の場合や、勤務内定有の場合を含みます。 ※月48時間に満たない場合、認定は⑥の求職活動になります。
② 妊娠・出産	出産のため、準備や休養等が必要なとき(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)。
③ 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害等があるため、保育が困難なとき。
④ 介護・看護	同居している病気の方や障害者等を常時介護・看護しているとき。
⑤ 災害復旧	災害の復旧にあたっているとき。
⑥ 求 職 活 動	求職活動をしているとき(入園月から3か月以内に勤務開始が必要)。
⑦ 就 学	月48時間以上就学・技術習得等をしているとき(通学時間・休憩時間を除く)。 ※就学内定有の場合を含みます。 ※月48時間に満たない場合、認定は⑥の求職活動になります。
⑧ そ の 他	(1)虐待、DV等の理由で家庭での保育が困難であると認められるとき。 (2)きょうだいがすでに保育施設を利用中で育児休業を取得した場合に、きょうだいが引き続きその保育施設の利用を必要とするとき。 (3)その他、明らかに家庭での保育が困難であると認められるとき。

(3) 保育時間と必要量の区分

保育施設を利用できる時間は、保育の利用を必要とする事由や家庭状況等に応じて、保育標準時間(最大 11 時間)と保育短時間(最大 8 時間)の 2 つの区分に分かれます。

休園日は、日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始(各園で指定の日)です。

保育の必要量の区分 勤務等の拘束時間（休憩含む）＋通勤等時間	保 育 時 間（例）
保育標準時間 (月 120 時間以上の就労等)	
保育短時間 (月 48 時間以上 120 時間未満の就労等)	

※利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。

保育の必要量の区分は、保育の利用を必要とする事由に応じて、各家庭の実態で判定されます。

保育の利用を必要とする事由	保育の必要量の区分
①就労、④介護・看護、⑦就学	申請内容等により、保育標準時間(最大 11 時間) 又は保育短時間(最大 8 時間)
②妊娠・出産、③疾病・障害、⑤災害復旧、⑥求職活動、 ⑧その他の(1)・(3)	保育標準時間(最大 11 時間)
⑧その他の(2)	保育短時間(最大 8 時間)

(4) 支給認定証の申請・交付

◆2号・3号認定（保育）を希望する場合

保育施設の入園申し込みと同時に、認定申請をしていただきます。

認定された方には、原則として申請日から 30 日以内に「支給認定証」を交付します。ただし、保育の必要性の調査や申請数の関係で、交付までに 30 日以上期間をいただくことがあります。

「支給認定証」は、施設の入園申し込みや利用等のために必要になりますので、保育の必要性がなくなるまで大切に保管してください。なお、紛失・破損により再交付が必要な場合は、「教育・保育給付認定再交付申請書」を保育課保育係に提出してください。申請書は保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

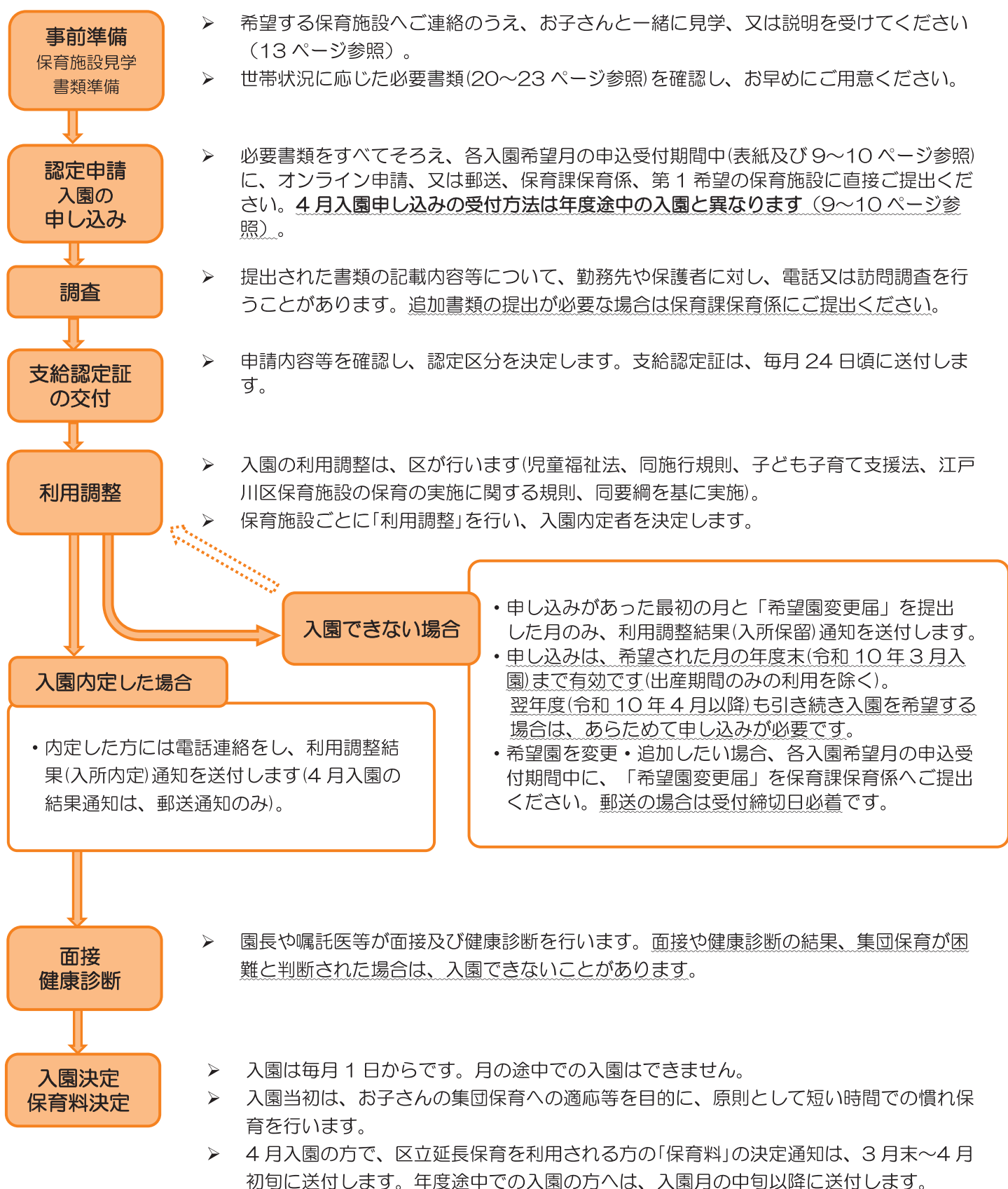
なお、家庭状況等に変更があった場合や、「支給認定証」の有効期限の延長を希望する場合等は、届出が必要です。詳しくは 23・31 ページをご覧ください。

◆1号認定（教育）を希望する場合

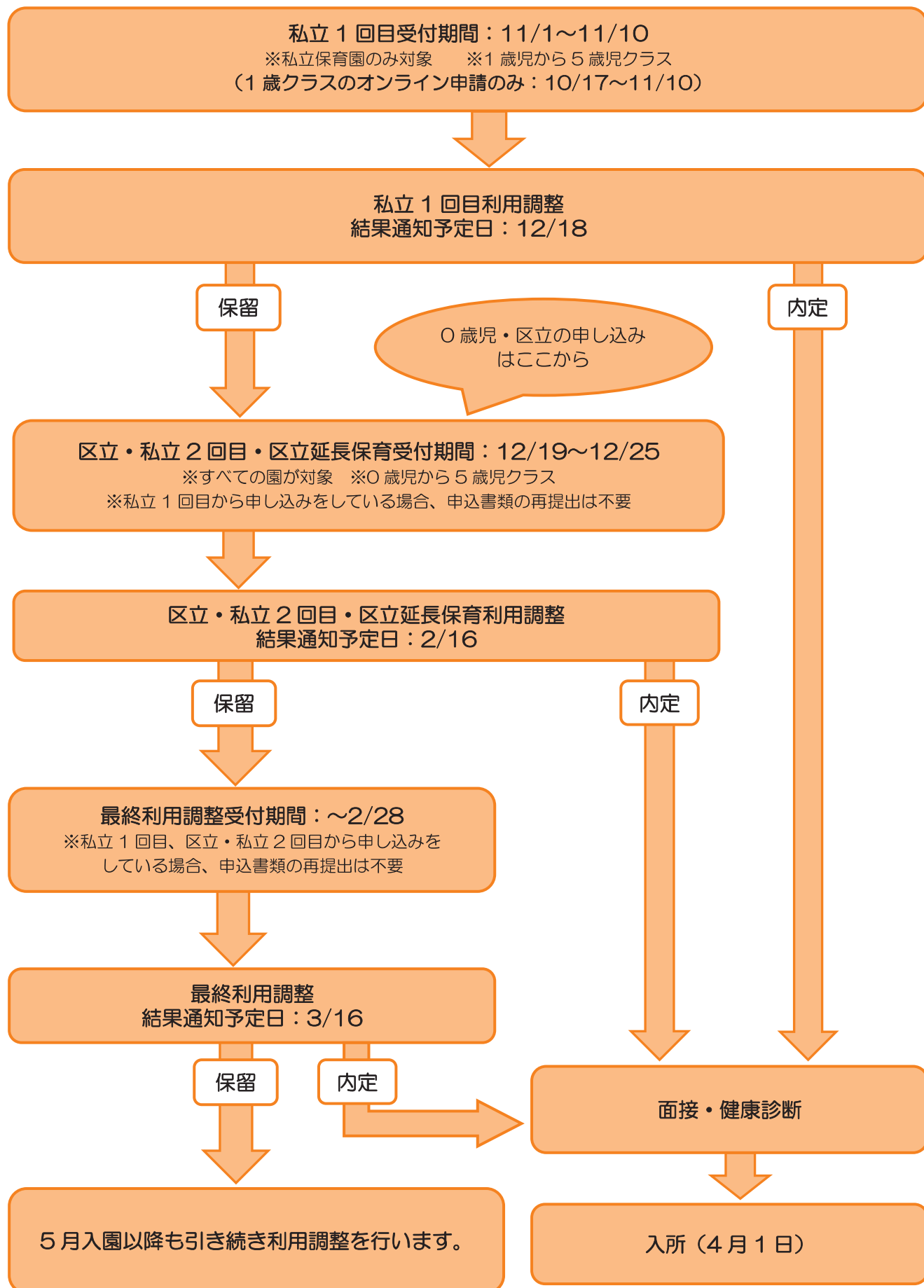
各施設に直接お申し込みください。

入園（転園）の申し込み

(1) 入園までの主な流れ



(2) 令和9年4月入園の申し込みから入園までの流れ ※詳細は9・10ページ参照



(3) 令和9年4月入園の申し込み

令和9年4月入園の申込受付は、以下の日程で行います（郵送の場合は締切日必着）。なお、4月入園の利用調整方法は、年度途中の入園と一部異なります。右記注意点をよくご確認ください。

※急きょ空きが出る場合がありますので、募集が出ていない場合も申し込むことはできます。

※募集数は定員より少ないことがあります。

※区外からの申し込みで転入予定がない方は、最終利用調整からの受付となります（15ページ参照）。

◆【私立1回目】…私立の保育施設の1歳から5歳児クラス

募集数公表日	令和8年10月16日(金)
申込受付期間	令和8年10月17日(土)～11月10日(火) ※1歳クラスのオンライン申請のみ受付 令和8年11月1日(日)～11月10日(火)
受付場所・時間	オンライン申請または保育課保育係へ郵送（窓口での受付は行っておりません） ※日曜日・祝日はオンライン申請のみ受付 ※郵送は11月10日(火)必着。宛先等詳しくは12ページをご覧ください。 第1希望の私立の保育施設 9:30～16:00 ※日曜日・祝日を除く ※受付場所等、詳しくは各保育施設に直接お問い合わせください。
結果通知予定日	令和8年12月18日(金)予定 ※郵送通知のみ。

◆【区立・私立2回目・区立延長保育】…区立保育園、私立の保育施設の0歳から5歳児クラス

募集数公表日	令和8年12月18日(金)		
申込受付期間	令和8年12月19日(土)～12月25日(金) ※詳細は下記のとおり		
受付場所・時間	オンライン申請または 保育課保育係へ郵送	12月19日(土)～12月25日(金) ※受付締切日必着。宛先等詳しくは12ページをご覧ください。	
	江戸川区役所本庁舎 (5階501・502会議室) ※初日と最終日は、混み合う傾向にあります。	12月19日(土)～12月25日(金) ※土日も受付できます。	10:00～17:00
	第1希望の認可保育施設 ※受付場所等、詳しくは各保育施設に 直接お問い合わせください。	12月19日(土)～12月25日(金) ※12月20日(日)を除く	9:30～16:00
結果通知予定日	令和9年2月16日(火)予定 ※郵送通知のみ。		

◆【最終利用調整】

申込受付締切日	令和9年2月28日(日)				
受付場所・時間	<table border="1"> <tr> <td>オンライン申請または保育課保育係へ郵送 ※受付締切日必着。宛先等詳しくは12ページをご覧ください。</td><td></td></tr> <tr> <td>保育課保育係(区役所2階5番窓口) ※土曜日・日曜日・祝日を除く</td><td>第1希望の認可保育施設 9:30～16:00 ※日曜日・祝日を除く</td></tr> </table>	オンライン申請または保育課保育係へ郵送 ※受付締切日必着。宛先等詳しくは12ページをご覧ください。		保育課保育係(区役所2階5番窓口) ※土曜日・日曜日・祝日を除く	第1希望の認可保育施設 9:30～16:00 ※日曜日・祝日を除く
オンライン申請または保育課保育係へ郵送 ※受付締切日必着。宛先等詳しくは12ページをご覧ください。					
保育課保育係(区役所2階5番窓口) ※土曜日・日曜日・祝日を除く	第1希望の認可保育施設 9:30～16:00 ※日曜日・祝日を除く				
結果通知予定日	令和9年3月16日(火)予定 ※郵送通知のみ。				

※最終利用調整の募集数は流動的なため、公表いたしません。

【令和9年4月新規開設園の申し込み方法】※すべて（仮称）です。

クオリスキッズCOWA PARKs 保育園、ミアヘルサ保育園ひびき小岩、クオリスキッズ北小岩保育園、おれんじハウス東葛西保育園、ウミナ葛西保育園、あんのん瑞江保育園、輝きベビー保育園江戸川本郷は、園舎がないため保育課保育係での受付となります。

私立1回目の申し込み時の注意点

- ・0歳児クラスのきょうだいも申し込む場合は、同じ申込書類に記入し提出できます。ただし、1歳から5歳児クラスは上記の日程で、0歳児クラスは【区立・私立2回目・区立延長保育】の日程で利用調整を行います。
- ・【私立1回目】の結果が入所保留の場合は、引き続き【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います（申込書類の再提出は不要）。申込内容に変更がある場合は届出が必要です（23ページ参照）。
- ・内定状態で【区立・私立2回目・区立延長保育】【最終利用調整】に申し込むことはできません。内定園とは別の保育施設を希望する場合は、「保育施設入園内定辞退届」を提出し、再度申し込みが必要です。

▼令和9年4月入園【私立1回目】の利用調整の注意点

【私立1回目】では、区立保育園の利用調整を行いません。第2希望以降に区立保育園も希望した場合、区立保育園より希望順位が低い私立の保育施設は、利用調整の対象外になります。

例) 下表の私立D保育園は、【私立1回目】では利用調整を行いません。

※【私立1回目】の結果が入所保留の場合に、【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。

第1希望	私立A 保育園
第2希望	区立B 保育園
第3希望	区立C 保育園
第4希望	私立D 保育園

- 【私立1回目】で利用調整を行います。結果が入所保留の場合は、【区立・私立2回目・区立延長保育】で再度利用調整を行います。
- 【私立1回目】では利用調整を行いません。
【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。

区立・私立2回目・区立延長保育の申し込み時の注意点

- ・【私立1回目】の申し込み時に区立保育園も希望した場合は、申込書類の再提出は不要ですが、区立保育園の延長保育を希望する場合は、この期間に別途、延長保育の申し込みが必要です（11ページ参照）。
- ・【私立1回目】の結果が入所保留の場合は、この期間に「希望園変更届」を提出することができます。
- ・内定状態で【最終利用調整】に申し込むことはできません。内定園とは別の保育施設を希望する場合は、「保育施設入園内定辞退届」を提出し、再度申し込みが必要です。

最終利用調整について

追加入園が可能ながあるため、引き続き利用調整を行います。【私立1回目】や【区立・私立2回目・区立延長保育】の結果が入所保留の場合は、最終利用調整の申込受付期間内に「希望園変更届」を提出することができます。最終利用調整の結果通知は、当期間内に新規申し込みした方、希望園変更した方、内定した方のみに送付します。

(4) 延長保育の申し込み

実施施設は、別紙「令和 9 年度 認可保育施設一覧」又は 48～62 ページをご覧ください。延長保育にも定員があり、入園が内定しても延長保育を利用できないことがあります。

◆区立保育園

利用調整は、区が行います。延長保育料は、別途かかります(34 ページ参照)。月の初日に区立保育園に在園し延長保育を契約している場合は、その月の延長保育料(1 か月分)がかかります。

《申込条件及び実施要件》

勤務時間等の理由で、18:30～19:30 の間に保育ができない場合。

求職活動（勤務内定を除く）の場合は申し込みできません。

《必要書類》

①「江戸川区立保育園延長保育申込書」、②保護者の「延長保育用勤務証明書」

《申込方法》

申込受付期間や受付場所等は、通常の入園申し込みと同様です。ただし、4 月入園の申込方法は、年度途中の申込方法と一部異なります。4 月入園の受付期間については、9・10 ページをご覧ください。

《利用調整方法》

27 ページの利用調整基準指数をもとに決定します。結果通知は申し込みがあった最初の月と、翌月以降は内定した場合のみ郵送で通知します。

《申込取下げ及び実施辞退》

延長保育を実施していない区立保育園や私立の保育施設に入園が内定した場合、延長保育の申し込みは取下げとなります。また、延長保育の実施期間中に、勤務時間(実績)の短縮や、出産休暇(産前産後休暇)・育児休業・短時間勤務制度の取得等、世帯状況の変更により実施要件に該当しなくなった場合は、延長保育を利用できません。「延長保育実施辞退届」を、保育課保育係又は在園中の区立保育園に提出してください。

◆私立の保育施設

延長保育を行っている私立の保育施設は、入園(内定)後に各保育施設で直接申込受付を行い、実施を決定します。また、延長保育料は保育施設ごとに異なります。詳しくは各保育施設に直接お問い合わせください。

(5) 出産予定児の申し込み（令和 9 年 4 月入園受付分のみ）

令和 9 年 4 月入園の 0 歳児クラスを希望される方で、令和 8 年 12 月 26 日(土)～令和 9 年 2 月 4 日(木)の期間で出産予定がある方のみ出生前でも仮申込をすることができます。

実施施設は、別紙「令和 9 年度 認可保育施設一覧」又は 48～62 ページをご覧ください。

申込受付期間	令和 8 年 12 月 19 日(土)～令和 8 年 12 月 25 日(金)
必要書類	【江戸川区指定の書式】（詳しくは 20～23 ページをご覧ください） 1. 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園(転園)申込書（表・裏） 2. 家庭状況書（表・裏） 3. 提出書類確認書 4. 保護者の保育の必要性を確認する書類（別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分） ※詳細は 21 ページを参照。 5. 親子（母子）健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ） 6. 出産前仮申込に関する誓約書
提出先	江戸川区保育課保育係（オンライン申請又は郵送でも申し込みできます） ※出産前の申し込みは仮申込です。出生届出後 2 週間以内に、オンライン申請や郵送等で本申込が完了しなかった場合、申し込みは取下げになります。
結果通知	令和 9 年 2 月 16 日(火)予定 ※郵送通知のみ。

(6) 発達が気になるお子さん、病気や障害等をお持ちのお子さんの申し込み

お子さんの発達面(言葉の遅れや落ち着きがない等)で気になることがある場合は、事前に保育課保育係へご相談ください。窓口や電話で聞き取りを行うことや、医師の診断書を提出していただくことがあります。なお、保育施設の受入体制により、入園ができないことがあります。申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に見学し、施設長等にお子さんの状況を詳しくお伝えください。

(7) 申し込み方法

◆オンライン申請での申し込み **推奨**

- 個人情報 の 確 実 な 取 り 扱 い、窓 口 混 雑 の 緩 和 の た め、オ ン ラ イ ン 申 請 に ご 協 力 く だ さ い。
詳 しくは 区 の ホ ー ム ペ ー ジ で ご 確 認 く だ さ い。

オンライン申請について
詳しくはこちら→



◆郵送での申し込み

《宛先》〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区子ども家庭部保育課保育係宛

- 封筒に朱書きで【保育施設入園申込書類在中】と記入のうえ、各入園希望月の受付締切日必着で送付してください（消印有効ではありません）。
- 郵送事故等による遅れや不着、紛失等は、区では一切責任を負いかねます。簡易書留やレターパック等の追跡可能な郵送方法を推奨します。
なお、お電話による到着確認等のお問い合わせには対応できかねます。
- 書類に不備等がある場合は、職員から連絡することがあります。申込書類には日中連絡のとれる電話番号を記入してください。再提出が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって送付してください。
- マイナンバーは記入せずにご提出ください。

◆窓口での申し込み

- 各入園希望月の受付締切日までに保育課保育係（区役所 2 階 5 番窓口）に提出してください。
各事務所では受付しておりません。
- 事前予約はありません。窓口で番号札をお取りください。番号順にお呼びします。
混雑している場合は、お時間がかかる場合があります。
- 4 月入園【私立 1 回目】の申し込みは窓口の受付を行っていません。オンライン申請又は郵送、第 1 希望の保育施設に提出してください。

◆保育施設への申し込み

- 各入園希望月の受付締切日までに、第 1 希望の保育施設へ提出してください。
- 保育施設では書類の詳細確認は行いません。
- マイナンバーは記入せずにご提出してください。
- 一部受付できない保育施設もありますのでご注意ください。
- 令和 9 年 4 月新規開設園（園舎のない保育施設）では 4 月入園申し込みの受付はできません。10 ページの「令和 9 年 4 月新規開設園の申し込み方法」をご参照ください。

(8) 申し込みの注意点

- ★利用調整は、申し込み時の保護者の状況が入園時も変更ないことを前提に行います。世帯状況に変更があった場合は利用調整を見直します。その結果、内定に至らない場合は、内定取消又は退園になることがあります。詳細は 24 ページ参照。
- ★申込書類に虚偽の記載内容等が判明した場合は、内定取消又は退園になります。
- ★入園内定後、又は入園して間もない時期の転職の申し出は、原則として認めていません（利用調整での判定に関わるため）。
- ・転園申請をする場合【転園希望理由】欄に、転園を希望する理由を具体的に記入してください。また、転園が内定するまでは在園中の保育施設に通園できますが、内定した場合は、内定を辞退しても在園中の保育施設に戻れませんのでご注意ください。
- ・保育料の未納がある世帯は、金額の大小に関わらず、納付を確認できるまでは利用調整の対象外となります。
- ・一度内定辞退した入園の申し込みに対する「利用調整結果(入所保留)通知書」の発行は、いかなる場合もできません。
- ・私立の保育施設を希望する場合、できる限り、入園申し込み前にお子さんと一緒に施設見学をお願いします(事前に保育施設へ見学予約をしてください)。アレルギー、持病等があるお子さんは見学時に施設へお伝えください。なお、見学の有無に関わらず申し込みができますが、利用調整の際に未見学の場合は、入園の内定ができないことがあります。新規開設園の見学については、入園説明会への参加や園のホームページ等の閲覧で見学に替えることがあります。見学できない事情がある場合や申し込み後の見学については、保育施設に直接お問い合わせください。
- ・区立保育園を希望する場合、一園は見学することを推奨します。
- ・区立保育園や0歳クラスがない私立保育園では、通常給食が食べられないお子さんの受け入れができないことがあります。
- ・入園できなかった場合に育児休業の延長を容認する方は、「育児休業延長容認届」の提出をお願いします。
- ・結果通知の到着日は郵便事情により前後する場合があります。



(9) 江戸川区外からの申し込み

◆江戸川区に転入予定がある方

入園申込月の前月末日までに転入予定があり、かつ、すでに転入先の住所が契約書等で確認できる場合、申し込みできます。転入時期など個別な事情がある場合や、海外に在住で江戸川区に転入予定がある方は、事前に保育課保育係へご相談ください。

必要書類	【江戸川区指定の書式】（詳しくは 20～23 ページをご覧ください） 1. 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園（転園）申込書（表・裏） 2. 家庭状況書（表・裏） 3. 児童状況申告書 4. 提出書類確認書 5. 保護者の保育の必要性を確認する書類（別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分） ※詳細は 21 ページを参照。 6. 世帯全員の住民票の写し 海外在住で住民票のない方は、パスポートのコピー（顔写真、氏名、生年月日が確認できる部分） 7. 転入先住所を確認する書類（下表を参照）
提出先	江戸川区保育課保育係（オンライン申請又は郵送でも申し込みできます） ※転入前の申し込みは、仮申込です。入園希望月の前月末日までに江戸川区に転入（住民票を異動）し、オンライン申請や郵送等での本申込が完了しなかった場合、申し込みは取下げとなります。
結果通知	江戸川区保育課保育係から入園希望月の前月 24 日頃に送付します。 ※4 月入園は 9～10 ページを参照ください。
転入先住所を確認する書類	
転入予定先	
a 賃貸物件	必要書類（書類記載必須事項） ・賃貸契約書のコピー（住所、入居期間、保護者名、不動産会社名、保護者・不動産会社双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書（区書式）
b 持ち家	・売買契約書のコピー（住所、引渡日、保護者名、不動産会社名、保護者・不動産会社双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書（区書式）
c 祖父母等と同居	・同居同意書及び誓約書（区書式）
d 知人宅等を借りる	・賃借同意書及び誓約書（区書式） ・知人宅等の売買契約書等のコピー
e 社宅	・社宅の契約書のコピー（住所、入居期間、会社名、不動産会社名、会社・不動産会社双方の押印がある書類） ・社宅に入居予定である旨を記載した会社の証明書類等（住所、入居期間、入居者名、会社名、会社の押印がある書類） ・転入に関する誓約書（区書式）
f 入居審査中 入居（契約）予定	・入居審査中又は入居（契約）予定である旨を記載した不動産会社の証明書類（住所、入居（予定）日、入居者名、不動産会社名、不動産会社の押印がある書類） ・転入に関する誓約書（区書式）
g 建築中	・工事請負契約書のコピー（住所、引渡日、保護者名、請負業者名、保護者・請負業者双方の押印がある書類） ・転入に関する誓約書（区書式）
h 都営住宅	・下記①～③のうち、都営住宅への入所予定がわかるものの一点 【契約前】 ① 都営住宅の使用手続きについてのコピー ② 請書のコピー 【契約後】 ③ 住宅使用許可書のコピー ・転入に関する誓約書（区書式）

※「転入に関する誓約書」、「同居同意書及び誓約書」、「賃借同意書及び誓約書」は区のホームページからダウンロードできます。

◆江戸川区に転入予定がない方

下記①～③のいずれかに該当し、かつ、原則として、保護者いずれもが就労、疾病・障害、介護・看護、就学の事由いずれかに該当する場合に限ります。

- ① 江戸川区に隣接する住所に住んでいる場合
 - ② 保護者どちらかの勤務地が江戸川区にある場合
 - ③ 江戸川区に里帰り出産をする場合(出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月以内に限り)
- ※母は妊娠・出産の事由になります。

必要書類	現在お住まいの（住民票がある）自治体にお問い合わせください。
提出先	現在お住まいの（住民票がある）自治体の保育施設担当係の窓口へご提出ください。 ※江戸川区役所保育課保育係に書類が到着した日が、申し込み日になります(消印有効ではありません)。江戸川区の締切日(必着)に間に合うよう、事前に現在お住まいの(住民票がある)自治体へ提出締切日を必ずご確認ください。
結果通知	現在お住まいの（住民票がある）自治体より通知いたします。

◆注意点

- ・私立の保育施設を希望する場合は、入園申し込み前に保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に施設見学をしてください。未見学の場合は入園の内定ができないことがあります(13 ページ参照)。
- ・令和 9 年 4 月入園の申し込みで転入予定がない方は、【最終利用調整】での申し込みとなります(9 ページ参照)。
- ・【私立 1 回目】【区立・私立 2 回目・区立延長保育】の日程で申し込むことはできません。

(10) 江戸川区外への申し込み

区外への申し込みができます。ただし、自治体により受入条件が異なるため、入園を希望する自治体へ必ず事前にご相談ください。

◆転出予定のある方

転出先の自治体に直接申し込みをしてください。

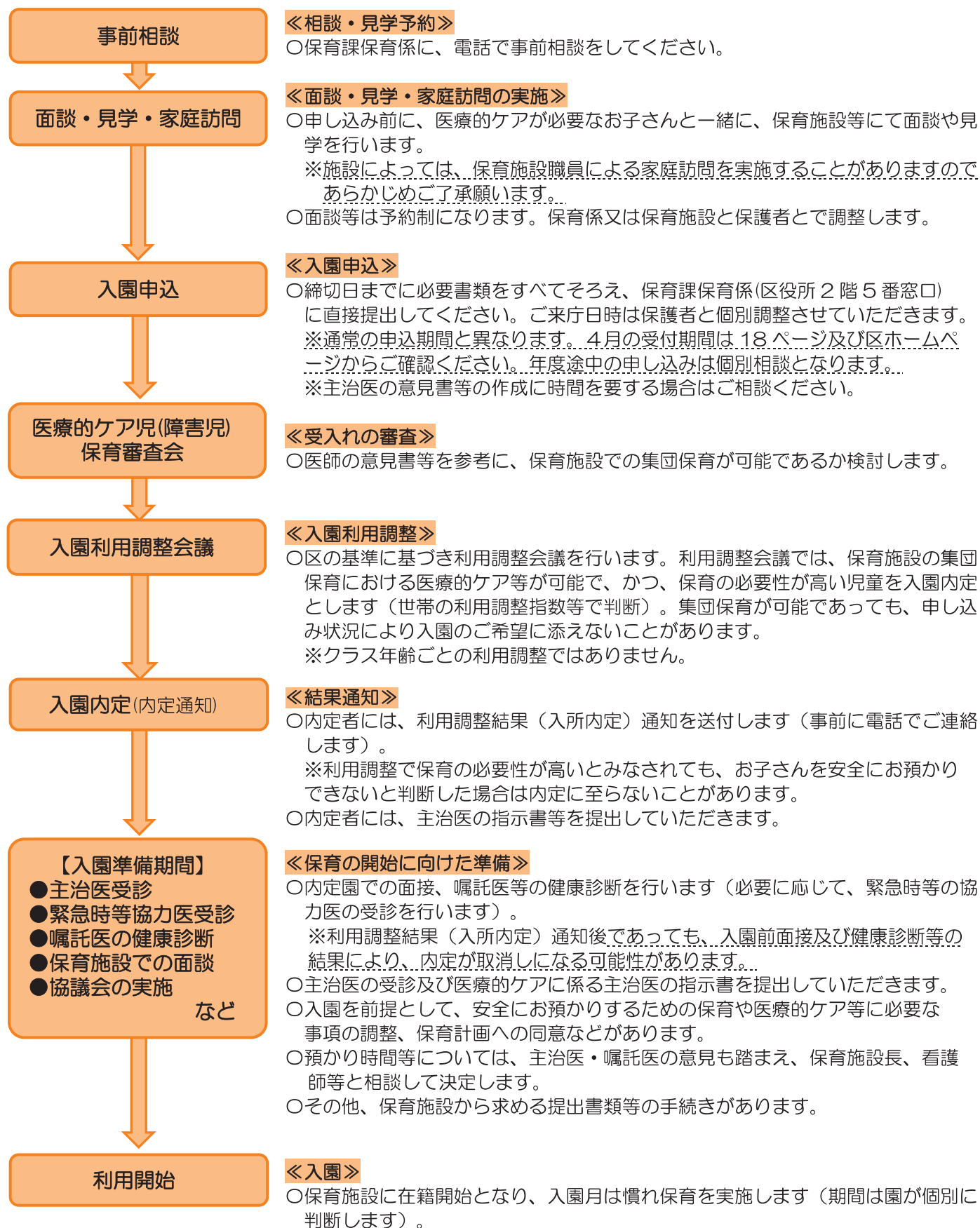
◆転出予定のない方（江戸川区民として他自治体の保育施設を申し込まれる方）

必要書類	【江戸川区指定の書式】 1. 教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園（転園）申込書（表・裏） 2. 家庭状況書（表・裏） 3. 児童状況申告書 4. 提出書類確認書 5. 保護者の要件が確認できる書類（別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分） 6. 入園を希望する自治体指定の必要書類 ※江戸川区民であることを伝えたくて、入園を希望する自治体に次の内容もあわせてご確認ください。 ①締切日 ②保育施設の空き状況 ③保育施設入園担当係名 ④必要書類 ⑤申し込み条件等その他の注意点
提出先	江戸川区保育課保育係の窓口(土日・祝日・年末年始を除く)。 ※入園を希望する自治体の締切日の 1 週間前まで(厳守)に提出してください。 ※入園を希望する自治体の締切日間近にご提出され、入園を希望する自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます。
結果通知	入園を希望する自治体からの回答を受け、江戸川区保育課保育係からご連絡します。

- ・書類に不備や不足がある場合は、入園を希望する自治体の利用調整で不利になることや、申し込みができないことがあります。必ず事前に入園を希望する自治体へ、必要書類等をご確認ください。

(11) 医療的ケア児・障害児の申し込みから入園までの流れ

※以下の受け入れの流れや記載内容は保育施設により異なることがあります。また、申し込みから入園月まで
2 か月～3 か月程度の期間を要します。



(12) 医療的ケア児・障害児での申し込み

集団保育が可能である医療的ケア児・障害児について、受け入れ枠がある保育施設があります。

保育園名	施設区分	設置主体	医療的ケア	障害	受入定員	送迎(※3)
小松川第三保育園	区立	江戸川区	○	—	1名程度(※1)	—
江戸川二丁目保育園	区立	江戸川区	○	—	1名程度(※1)	—
清新第一保育園	区立	江戸川区	○	—	1名程度(※1)	—
タムスわんぱく保育園 一之江	私立	社会福祉法人春和会	○	○	10名(※2)	○
(仮称)クオリスキッズ 北小岩保育園	私立	株式会社クオリス	○	—	3名	—
(仮称)ミアヘルサ保育園 ひびき小岩	私立	ミアヘルサ株式会社	○	—	3名	—
(仮称)おれんじハウス 東葛西保育園	私立	特定非営利活動法人 おれんじハウス	○	○	3名(※2)	○
(仮称)ウミナ葛西保育園	私立	株式会社エデュリー	○	○	3名(※2)	○

※1 医療的ケアの内容や看護師配置など、園の状況により複数名を予定します。

※2 医療的ケア児と障害児を合わせた定員です。

※3 一部園では送迎を行っています。なお、対象地域や利用人数などにより、希望通りの利用が難しい場合があります。あらかじめご了承ください。送迎利用を検討している方は、見学時等に利用状況を確認してください。

○医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。

○障害とは、身体障害者手帳2級又は愛の手帳2級以上をいいます。

○申し込みができるのは江戸川区民のみです。

※転入予定者を含め、申し込み時点で区外在住の方は申し込みができません。

○他のお子さんから日常的に隔離する必要があるお子さんや、看護師等による頻繁な容体の観察、処置を必要とするお子さんなどは受け入れできません。

○延長保育は原則実施しません。

○上表以外にも、医療的ケア児等の受入実績がある保育施設があります。ただし、医療的ケア児等の枠は設けていないため、その年の保育施設の体制により受け入れを検討、判断することになります。保育施設情報等は、保育課保育係へ個別にお問い合わせください。

◆申し込みにあたっての注意事項

下記に該当する場合は、医療的ケア児枠・障害児枠ともに、預かりを不可とします。また入園後、下記に該当する場合は、休園又は退園となることがあります。

- ・日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合。
- ・看護師による頻繁な容体観察と処置が必要な場合。
- ・主治医等から必要な指示を仰ぐことが困難となった場合。
- ・その他、集団保育が不可と医師から判断された場合、もしくは医療的ケア児保育審査会において児童を安全に預かることができないと判断した場合。
- ・保育を必要とする事由（保護者の就労等の要件）がなくなった場合。

◆その他注意事項

- ・入園申し込みをご検討の方は、事前に保育課保育係までご相談ください。
- ・入園の可否は、医療的ケア児保育審査会等の各種結果を踏まえて、区の基準に基づく入園利用調整を行い決定します。
- ・入園利用調整は、全クラスの申し込み児童を対象に行います（クラス年齢ごとの利用調整ではありません）。
- ・4月入園の申込期間は、通常の申込期間とは別途設定しています（下表参照）。また、申し込みから入園まで準備等に2か月～3か月程度の期間を要するため、年度途中の申し込みの入園月に関しては、個別でのご相談となります。
- ・体調に応じて医療的ケアの内容を変えるなどの対応はできません。
- ・医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各家庭でご対応をお願いします。（注1）
- ・与薬及び食物アレルギー対応は、保育園の基準に基づいて実施します。（注1）
（注1）記載内容は区立保育園の場合です。私立保育園の対応は、面談時等に確認してください。

◆申込期間・結果通知（令和9年4月入園）

申込受付期間	令和8年11月24日（火）～令和8年12月18日（金） ※土曜日・日曜日・祝日を除く
受付場所・時間	保育課保育係（区役所2階5番窓口）にて担当が受付 9：00～17：00 （注）受付日時は、電話での事前予約制です。 （注）原則として、保育施設の見学又は面談（家庭訪問）を実施後に申し込みとなります。
結果通知予定日	令和9年2月16日（火）を予定 （注）内定者には事前に電話連絡します。 （注）内定者は、医師の指示書などの準備が必要となります。

以上の情報を含み区のホームページに詳細を掲載していますので、ご確認ください。

医療的ケア・障害児枠について詳しくはこちら→



[illegible]

必要書類

必要書類をすべてそろえ、各入園希望月の申込締切日までに提出してください。郵送の場合は受付締切日必着です（消印有効ではありません）。締切日までに提出がない場合は、認定・利用調整の対象になりません。また、状況により、再提出や追加書類が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって提出してください。なお、保育施設では書類等の詳細確認は行いません。

※提出された書類はお返しできません。必要に応じて、提出前にコピーをお取りください。

※記入見本・記載要領等は、区のホームページで確認ができます。

申請書ダウンロード
はこちら→



(1) 本人確認及びマイナンバー確認を行うための書類《提示のみ》

保育課保育係の窓口で申し込む場合、マイナンバーの記入とともに「本人確認」と「マイナンバー確認」を行いますので、必要書類をお持ちください(下表参照)。

ただし、オンライン申請又は郵送、保育施設に書類を提出する場合は、マイナンバーは記入せずにご提出ください。マイナンバー確認書類の提示、添付も不要です。

《申込書類の保護者欄に記載のある方が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記①・②のいずれかの書類をお持ちください。

《申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記①・③・④の書類をお持ちください。

①	保護者と認定申請児の マイナンバー確認書類	・マイナンバーカード
②	申込書類の保護者欄に記載 のある方の本人確認書類	【顔写真付の証明書の場合】 ※以下からいずれか 1 つ ・マイナンバーカード ・障害者手帳 ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート 等
③	申込書類の保護者欄に記載 のある方以外の方(代理人) の本人確認書類	【顔写真付でない証明書の場合】 ※以下からいずれか 2 つ ・健康保険証 ・社員証又は就労証明書 ・子ども医療証 ・乳幼児医療証 ・親子(母子)健康手帳 ・ひとり親家庭等医療費助成医療証 ・住民税納税通知書 等
④	代理権の確認書類	・委任状 ※区のホームページからダウンロードもできます。 ※委任状と③申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)の本人確認書類がない場合は、申し込み時に書類の修正や加筆ができません。

(2) 保育の必要性を確認する書類

下表①・②・③・④はすべての方が、⑤は保護者の状況に応じて、該当する書類を提出してください。

※申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。

※必要書類の一部(下表①・②・③・④・⑤a～g)は【英語版】があります。

区のホームページからダウンロードできます。



↑ 申請書ダウンロード



↑ オンライン申請

①	教育・保育給付認定申請書兼保育施設入園（転園）申込書（表・裏）			◎
②	家庭状況書（表・裏）			◎
③	児童状況申告書			◎
④	提出書類確認書			◎
⑤	保護者の保育の必要性を確認する書類(別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分)			
a	就労	外勤・内職	江戸川区様式の就労証明書(※1)	◎
b		自営業(法人は外勤扱い)	江戸川区様式の就労証明書(※1) + 22 ページ<自営業を証明する書類>	◎
c		勤務内定有	江戸川区様式の就労証明書(※1) →勤務開始後 2 週間以内に、就労証明書(※1)を再提出	◎
d		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合退職を除く)し、勤務内定有	江戸川区様式の就労証明書(※1) + 世帯主(生計中心者)の離職票等のコピー →勤務開始後 2 週間以内に、就労証明書(※1)を再提出	◎
e	育児休業中	→入園月に復職予定	江戸川区様式の就労証明書(※1)	◎
f	出産休暇中	→育休取得せず復職予定	→復職後 2 週間以内に、就労証明書(※1)を再提出	
g		→育休取得予定	江戸川区様式の就労証明書(※1)	◎
h	求職活動中	勤務内定無	就職活動状況報告書 又は ハローワーク受付票のコピー →勤務内定後又は勤務開始後に、江戸川区様式の就労証明書(※1)を提出	◎
i	疾病		診断書(原本)(※2)	
j	障害		障害者手帳等のコピー(※3)	
k	介護・看護	いずれか一つ	介護・看護状況申告書 + 以下からいずれか 1 つ	◎
			介護・看護を受けている方の診断書(原本)	
			介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー(※3)	
			介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー	
l	就学		在学証明書 + 時間割表等	
m	妊娠・出産		親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	

◎印は江戸川区指定の書式です。区のホームページからダウンロードもできます。

※1…勤務先(自営業の方は本人)の方が記入してください。提出時に 3 か月以内の証明日が明記されたものがが必要です。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近 3 か月分(産休・育休中の方は、産休前 3 か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。

※2…お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。

※3…江戸川区に住民票がある方は不要です。ただし、状況によりご提出いただく場合があります。

＜自営業を証明する書類＞ AグループとBグループの中から各1点ずつ、計2点を提出してください。Bグループについては、育児のために自営業を休業している方は、休業前3か月分を提出してください。

Aグループ (事業所やお店の運営を確認できる書類)	Bグループ ※直近3か月分 (継続して働いていることが分かる書類)	
☐ 個人事業の開業届や営業許可書のコピー ☐ 自営中心者の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書、青色申告決算書等)のコピー ☐ 事業所やお店を開業していることが確認できるパンフレット、チラシ、ホームページ ☐ 事業所名が記載された公共料金の領収書のコピー ☐ 事務所やお店の賃貸契約書のコピー ☐ 履歴事項全部証明書等	自営中心者	自営協力者
	☐ 営業上必要な材料等の仕入れ伝票(各月2〜3枚ずつ)のコピー ☐ 商品等販売代金の請求書、領収書(各月2〜3枚ずつ)のコピー ☐ 給与明細書・報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー ☐ 出勤記録(タイムカード等)等	☐ 給与明細書・報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー ☐ 出勤記録(タイムカード等)等

(3) その他の書類(該当する場合のみ)

祖父母(60歳未満)と同居又は同住所(別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む)	祖父母の保育の必要性を確認する書類(該当する方全員分) ※21ページの表の⑤のa〜mをご確認ください。	
保護者やお子さん、又は同居家族(同住所の祖父母等を含む)が外国籍	在留カード(表/裏)のコピー(該当する方全員分) ※在留資格によっては、資格外活動許可書のコピーも必要です。	
区立保育園の延長保育を希望する(11ページ参照)	江戸川区立保育園延長保育申込書 + 延長保育用勤務証明書(該当する方全員分)	◎
生活保護受給中	生活保護証明書(※3)	
妊娠中	親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	
現在、お子さんを地域型保育事業や認証保育所、又は企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない	保育証明書 ※施設に記入を依頼してください(江戸川区内の認可保育施設に預けている場合は提出不要です)。 ※4月入園選考かつ、定期的に月160時間以上預けている方が加算の対象です。	◎
転職予定がある	転職前(申し込み時点)の江戸川区様式の就労証明書(※1) + 転職後(内定先)の江戸川区様式の就労証明書(※1)	◎
死亡、離婚(※4)、未婚、行方不明、拘禁等によりひとり親	次のうちいずれか一つ。 児童扶養手当又は児童育成手当の受給証明書のコピー(※3) ひとり親家庭等医療費助成医療証のコピー(※3) 離婚届受理証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書 等 ※児童扶養手当又は児童育成手当を受給していない方は、ひとり親世帯申立書も必要です。	
江戸川区外に住民票がある(※5)	住民票(マイナンバーが記載されているもの)の写し	

※1、※3は21ページの※1、※3をご確認ください。

※4…離婚調停中の方は個別にご相談ください。

※5…15ページの「江戸川区に転入予定がない方」に該当する方は不要です。

(4) 申し込み後、保育係へ届出が必要な場合

申込有効期間内に以下のような事由が発生した場合は、速やかに書類を保育課保育係に提出してください(保育園への提出はできません)。各申込受付期間内に提出されたものが、該当の利用調整に反映されます。

※オンライン申請での提出が可能です。区のホームページからご利用ください。

事 由	提 出 書 類	
住所、氏名、電話番号や世帯状況(世帯員増減等)が変わった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ※状況により追加で書類をご提出いただく場合があります。	◎
妊娠がわかった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	◎
就労状況(就職・退職・復職・転職・勤務日数や時間等)が変わった	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 江戸川区様式の就労証明書	◎
育児休業を取得・延長した	育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書	◎
希望園を変更・追加したい	希望園変更届 ※締切日は通常の入園申し込みと同様です。	◎
保育の必要性がなくなった	教育・保育給付認定取消申請書	◎
申し込みを取下げたい(入園／延長保育)	保育施設入園申込取下届 / 延長保育申込取下届	◎
内定を辞退したい(入園／延長保育)	保育施設入園内定辞退届 / 延長保育内定辞退届	◎

※入園月に入ってから内定辞退届が提出された場合で、区立の延長保育を利用している場合は、その月の延長保育料(1か月分)がかかります。

また、内定を辞退した場合は、申込書類がすべて無効になります。再度入園又は区立延長保育を希望する場合は、申込書類一式をあらためてご用意のうえ、お申し込みください。なお、一度内定辞退した入園の申し込みに対する「利用調整結果(入所保留)通知書」の発行は、いかなる場合もできません。

オンライン申請が可能です！

